

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在の会社Bに雇用され、倉庫内の軽作業に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、普通乗用自動車での帰宅途中、交差点内で右折しようとして相手方普通乗用自動車と衝突し、受傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害から3日後の同月〇日、Cクリニックに受診し「頸部捻挫」と診断され、D病院、E病院に転医し、治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで監督署長の上記処分を取り消したため、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の変更決定処分をした。

請求人は、この変更決定処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を

不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、監督署長が認定した障害等級に不服があるとして再審査を求めているので、以下に検討する。

(2) 請求人に発症した脊髄空洞症についての医学的見解を見ると、CクリニックのF医師は、平成〇年〇月〇日付け療養内容の回答書において、「〇月〇日MRIにて頸椎全体の椎間板変性、C7とC8上方レベル中心の脊髄空洞症あるも外傷による脊髄の浮腫等認めず。」と述べている。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け療養内容の回答書において、「頸椎MRIにて、C7/Th1レベルに脊髄空洞あり。事故により生じたものかどうかは不明。」と述べている。

また、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「受傷後約1か月後の平成〇年〇月〇日に撮像されたMRIにおいて、第7頸椎椎体レベルに境界明瞭な脊髄空洞症が認められる。しかし、軽度の椎間板の変性を認めるのみで、明らかな脊髄、神経根の圧迫は認められていない。以上のMRI像によると、受傷後1か月しか経過していないことより、脊髄空洞症については、受傷前から存在していたもので、歩行困難などの下肢症状はこれに起因するものであると考える。」と意見している。

(3) 上記のとおり、G医師は、脊髄空洞症が本件災害により生じたものかどうか

は不明としているものの、F医師は、外傷による脊髄の浮腫等を認めないとし、H医師は、MRI画像を踏まえ本件災害による受傷前の存在であると明確に意見している。当審査会としても、本件一件記録を精査したが、請求人の脊髄空洞症が本件災害によるものと認めるに足る客観的資料は見いだせず、本件災害により生じたものとは認められないと判断する。

一方、請求人の自訴としての頸部痛、左上肢の筋力低下、左上肢のしびれについては、当審査会としても、本件災害により増悪したものと考えられるとするH医師の意見を妥当と判断するところ、決定書理由第2の2(2)エ及びオに説示のとおり、請求人に残存する障害は「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第12級の12)に該当するものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。